

広島市告示第197号
令和元年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン安古市
(2) 所在地 広島市安佐南区高取北一丁目13番

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 別紙1のとおり
(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日

令和元年8月30日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年9月9日から令和2年1月9日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年1月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3-1	
有限会社フラワーショップ みなと	代表取締役 坪原 真里	広島市西区井口五丁目 25-15	
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島市中区堀川町 5-2	
株式会社 エヌコーポレーション	代表取締役 小椋 昭男	東京都台東区東上野一丁目 26-2	
有限会社ウネ印房	代表取締役 采 毅	広島市安佐北区亀山六丁目 39-15	
メガネの田中チェーン 株式会社	代表取締役 ホール・デミアン オマワリ	広島市中区袋町 1-23-102	
株式会社ウッチ・ ビジネス・カンパニー	代表取締役 鍵本 優	広島市西区商工センター二丁目 3-1	
有限会社三恵	代表取締役 加登 弘幸	広島市安佐南区安東四丁目 5-5	退店 平成 31 年 1 月 28 日
田中 克典		広島市安佐南区長束五丁目 27-2	
株式会社菓匠茶屋	代表取締役 藤田 真二	広島県廿日市市平良一丁目 11-12	
株式会社ユニカ	代表取締役 藤井 直人	広島市西区商工センター二丁目 2-29	退店 平成 30 年 7 月 31 日
TAKEONE.OSAK A株式会社	代表取締役 村上 幸範	大阪市西区新町一丁目 13-16	退店 平成 30 年 8 月 19 日

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3-1	
有限会社フラワー ショップみなと	代表取締役 坪原 真里	広島市西区井口五丁目 25-15	
株式会社 モーツァルト	代表取締役 田上 友康	広島市中区堀川町 5-2	
株式会社 エヌコーポレーション	代表取締役 小椋 昭男	東京都台東区東上野一丁目 26-2	
有限会社 ウネ印房	代表取締役 采 毅	広島市安佐北区亀山六丁目 39-15	
メガネの田中 チェーン株式会社	代表取締役 ホール・デミアン オマワリ	広島市中区袋町 1-23-102	
株式会社ウッチ・ ビジネス・カンパニー	代表取締役 鍵本 優	広島市西区商工センター二丁目 3-1	
田中 克典		広島市安佐南区長束五丁目 27-2	
株式会社菓匠 茶屋	代表取締役 藤田 真二	広島県廿日市市平良一丁目 11-12	
株式会社大創 産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4-14	入店 平成 30 年 9 月 20 日